

2014.12

中国風険消息＜中国関連リスク情報＞＜2014 No.4＞

「中国風険消息＜中国関連リスク情報＞」は、中国に拠点をお持ちの企業の皆様にお届けするリスク情報誌です。中国における種々のリスク（火災等の事故、自然災害、法令違反、情報漏えい、労務リスク等）について、時節に応じた話題や、社会の関心が高いトピックを取り上げて解説しています。

中国安全生産法の改正と安全管理対策見直しのポイント

1. はじめに

本年 12 月 1 日付で「中華人民共和国安全生産法」（以下、同法と表記）が改正・施行された。

同法は中国における労働者の権利・義務を定めた「中華人民共和国労働法」のうち、主として労働安全衛生に関わる事項の詳細を規定したもので、2002 年 11 月に施行された。しかしながら、同法の施行以降も中国の生産現場では、大規模な労災事故が頻発していることから、生産現場における労働安全対策の更なる強化を目的として今回の法改正がなされたものである。

＜中国におけるここ数年の大規模労災事故＞

時期	場所	事故内容	死亡者数
2014年8月	江蘇省昆山市	自動車ホイール研磨作業場で爆発事故が発生	75人
2014年3月	山西省晋城市	メタノールを輸送する貨物列車が前を走る石炭運搬貨物車に追突し、爆発事故が発生	40人
2013年6月	吉林省長春市	食肉加工工場で電気ショートが起こり、可燃物とアンモニア管路に引火したことで、爆発事故が発生	121人
2013年5月	山東省章丘市	爆薬の生産工場での爆発事故が発生	33人
2012年8月	四川省攀枝花	炭鉱でガスによる爆発事故が発生	48人
2010年3月	山西省呂梁市	炭鉱施設の建設中に浸水事故が発生	38人

今回の改正は同法の施行以来初めてとなるもので、実に 12 年ぶりの改正となる。また改正内容も、全 52 項目にわたる大掛かりなものとなっている。

本稿では、同法の改正内容のうち、主として生産現場に関わる事項を中心に整理するとともに、企業における安全生産管理取組みについて、見直し・強化のポイントを解説する。

2. 安全生産法の主な改正内容

今回の改正のうち、生産現場を抱える事業者（同法では「生産経営単位」と記されているが、以下、生産事業者と表記）に直接関係する改正は、主に下記の 4 つの項目となる。

- (1) 特定危険事業者の追加
- (2) 保護対象労働者の追加
- (3) 安全管理体制の強化
- (4) 罰則の強化

以下、それぞれの項目ごとに改正点のポイントを整理する（これ以降、2014 年 12 月 1 日以降を改正法、それ以前を旧法と表記）。なお中国では法改正の際に条文を追加・削除した場合、条文番号が初めから新たに振り直されるため、条文の文言に変更がない場合であっても、旧法と改正法で条文番号が一致しない点についてはお含み置きたい。

(1) 特定危険事業者の追加

旧法	危険物品の生産・経営・保管を行う事業者、鉱山事業者、建設施工業者（19 条ほか）。
改正法	<追加>金属精錬事業者と道路運輸事業者（21 条ほか）。

同法では、生産活動にかかわる事業者のうち、特に労働者に対する危険が大きい事業者を特定している（以下、特定危険事業者と表記）。特定危険事業者については、旧法では「危険物品の生産・経営・保管を行う事業者」、「鉱山事業者」、「建設施工業者」の 3 種類であったが、今回の改正では、「金属精錬事業者」と「道路運輸事業者」が新たに追加された。なお特定危険事業者については、従業員数の規模にかかわらず安全生産管理機構の設置または専任の安全生産管理人員の配置が義務付けられるなど、求められる安全対策のレベルが一般の生産事業者よりも厳しく定められている。

(2) 対象労働者の追加

旧法	従業員（21 条ほか）。
改正法	<追加>派遣労働者、職業実習生（25 条ほか）。

旧法では、「従業員」を安全管理の対象と定めていたが、改正法では派遣労働者や職業実習生（中等職業学校や高等学校の学生らによる現場実習生など）も新たに追加され、従業員と同様に安全管理を統一的に運用するよう求めている（改正法 25 条ほか）。

(3) 安全管理体制の強化

安全生産に関する責任の所在の明確化

旧法	明文規定なし。
改正法	<追加>安全生産に関する責任人員、責任の範囲、考課基準を定めなければならない（19 条）。

安全生産管理機構の設置または専任の安全生産管理人員の配置

旧法	一般生産事業者で従業員 300 名超の場合はいずれかの設置・配置を義務付け（従業員 300 名以下の場合は専任もしくは兼任の安全生産管理人員の配置を義務付け）（19 条）。
改正法	<変更>上記に関する従業員数要件を「100 名」に変更（21 条）。

安全生産管理機構および安全生産管理人員の職責

旧法	明文規定なし。
改正法	<追加>①安全生産に関する規則や事故対応計画などの策定、②教育の実施と記録、③重大な危険源の安全管理措置、④緊急時訓練の実施、⑤安全生産状況の点検と改善、⑥違法行為の排除、⑦改善措置の督促（22 条）。

安全生産に関わる経営決定プロセス

旧法	明文規定なし。
改正法	<追加>安全生産にかかわる規程等の制定・修正の際は、生産事業者は工会（労働組合）の意見を聴取しなければならない（7条）。 <追加>安全生産にかかわる経営決定にあたり、生産事業者は安全生産管理機構および安全生産管理人員の意見を聴取しなければならない。生産事業者は法に準拠して職責を履行した安全生産管理人員に解雇を含む不当な処遇を行ってはならない（23条）。

リスクマネジメントの実施

旧法	明文規定なし。
改正法	<追加>生産事業者は事故につながるリスクをチェックの上、技術面・管理面の措置を講じなければならない。これらの活動結果は事実をそのまま記録するとともに、従業員へも通知しなければならない（38条）。

今回の改正では、「第2章 生産経営単位的安全生産保障」で大がかりな変更が加えられており、当局としても生産事業者における安全管理体制の強化を重視していることが伺える。

ポイントの1つは安全生産管理機構および安全生産管理人員の機能が明確化・強化された点である。旧法でもこれら機能の存在自体は明記されていたが、同機能の設置・配置に関する従業員数要件が厳格化されるとともに、同機能の職責が明文化された。また安全生産管理人員については、経営への意見具申の機会が与えられるとともに、適法に対応した場合の身分保障も明記されている。

もう1つのポイントは、生産事業者に対し安全生産に関するリスクマネジメントを実施することを義務付けた点である。一般にリスクマネジメントは「リスクの洗い出し」→「リスクの分析・評価」→「重要リスクの特定」→「リスク対策の検討・実践」→「効果の検証」のプロセスを経るが、改正法38条は安全対策にスポットを当てたリスクマネジメントのプロセスを事業経営の中に仕組みとして組み込むことを求めていると捉えるべきであろう。

その他、第2章全般においては、従業員教育の強化や事故発生時における対応力の強化について、関連する条文の中で具体的な内容が追加されている。

（4）罰則の強化

事業者に対する罰則（その1：同法への違反行為に対する罰則）

旧法	①安全生産管理機構の設置または安全生産管理人員の配置をしない場合、②危険業種の主要責任者と安全生産管理人員が規定に基づく審査に合格していない場合、③従業員への教育を行わなかった場合、④特殊作業員が専門的な訓練を受けなかったり、必要な資格を取得しないまま業務に従事していた場合で、改善指示の期限を過ぎても従わなかった場合は、生産停止、営業停止、事業整理、2万元以下の罰金（82条）。
改正法	<追加>⑤安全生産教育に関する教育・訓練の内容が正しく記録されていない場合、⑥危険な状況を隠ぺいし従業員に通知しなかった場合、⑦緊急時対応のルールを制定しなかったり、定期的な訓練を行わなかった場合、が追加（94条）。 <変更>改善指示を受けた場合は5万元以下の罰金。期限を過ぎても是正しない場合は5万元以上10万元以下の罰金（94条）。

事業者に対する罰則（その２：事故を発生させた場合の罰則）

旧法	明文規定なし。
改正法	<追加> 事故を発生させた場合、事故の態様に応じて以下の罰金を追徴（109 条）。 （１）一般事故の場合：20 万元以上 50 万元以下の罰金。 （２）比較的大規模な事故の場合：50 万元以上 100 万元以下の罰金。 （３）重大事故の場合：100 万元以上 500 万元以下の罰金。 （４）特別重大事故の場合：500 万元以上 1,000 万元以下の罰金。情状によってはさらに 1,000 万元以上 2,000 万元以下の罰金

個人に対する罰則（その１：主要責任者の職務怠慢）

旧法	安全生産管理の職責を全うせず、期限を過ぎても是正しない場合は 2 万元以上 20 万元以下の罰金（81 条）。
改正法	<変更> 安全生産管理の職責を全うせず、その結果事故を発生させた場合は以下の罰金（92 条）。 （１）一般事故の場合：前年年収の 3 割 （２）比較的大規模な事故の場合：前年年収の 4 割 （３）重大事故の場合：前年年収の 6 割 （４）特別重大事故の場合：前年年収の 8 割

個人に対する罰則（その２：事故発生時における主要責任者の職務放棄ほか）

旧法	主要責任者が重大な事故発生時に緊急措置等の実施を放棄した場合や、事故の隠蔽、虚偽の報告、報告の意図的な遅延などを行った場合は 15 日以下の拘留および刑事責任の追及（91 条）。
改正法	<追加> 上記に加えて、前年年収の 6 割～10 割の罰金を賦課（106 条）。

個人に対する罰則（その３：他の責任者に対する罰則）

旧法	明文規定なし。
改正法	<追加> 生産事業者が行政処分を受けた場合で、他の責任者が関与していたと認められた場合は、行為の態様により当該個人にも 1 万元～5 万元の範囲内で罰金を賦課（94 条～96 条、98 条～99 条、105 条）。

今回の改正のもう 1 つの柱として、罰則の大幅な強化が挙げられる。従来は主として法人としての生産経営事業者に対する罰則が中心で、罰金額も比較的少額だったといえるが、改正法では法令違反行為があった場合の罰金額を引き上げるとともに、重大事故を引き起こした場合における多額の罰金（最高で 2,000 万元／約 3.6 億円）を新たに課すこととされた。さらに個人に対する罰則も厳しくなっており、主要責任者に対する罰金額が年収ベースに変更されるとともに、罰則対象行為に関与した他の責任者に対する罰則が新設された点が注目される。

なお、改正法の 92 条および 109 条で言及されている事故種別の具体的な定義に関し、2007 年 6 月施行の「生産安全事故報告および調査・処理条例」の第 3 条では以下のように定義されている（いずれかの要件を充足することが必要）。

<安全生産事故種別に関する定義>

事故種別	人的被害	経済損失
一般事故	3人以下の死亡 10人以下の重傷	1,000 万円未満の直接経済損失
比較的大規模な事故	3人以上 10人以下の死亡 10人以上 50人以下の重傷	1,000 万元以上 5,000 万円未満の直接経済損失
重大事故	10人以上 30人以下の死亡 50人以上 100人以下の重傷	5,000 万元以上 1 億円未満の直接経済損失
特別重大事故	30人以上の死亡 100人以上の重傷	1 億円以上の直接経済損失

(注:「以上」は当該数値を含み、「以下」は当該数値を含まない)

3. 企業における対策の見直し・強化

生産業務に携わる多くの企業では、すでに同法を踏まえた安全生産管理体制を構築・運営しているものと思われるが、今回の法改正を踏まえた見直しのポイントを以下に整理する。

(1) 組織体制

①安全生産管理に関わる責任者を明確にする

同法では、主要責任者・安全生産管理機構・安全生産管理人員などの責任者の配置を要求している。このため、社内におけるこれらの関係者を具体的な役職ないし固有名詞レベルで特定することが必要である。

②役割・権限・責任を明確にする

前述した改正法 19 条の趣旨（安全生産に関する責任の所在の明確化）を踏まえつつ、安全生産の取組みの実効性を確保するために、上記の責任者について、それぞれの役割・権限・責任を業務分掌などで明確にしておくことが求められる。

<役割・メンバー構成の例>

機能	役割	メンバー
主要責任者	安全生産に関わる最終責任を負う。	総経理、副総経理などの経営幹部が就任
安全生産管理機構	改正法 22 条に定める施策を合議の上策定し、経営に具申する。	機構のメンバーは役員・幹部社員で構成し、トップは主要責任者が就任
安全生産管理人員	安全生産管理機構の事務局を務め、安全生産に関わる施策を企画・立案するとともに、主要責任者の指示のもと社内実践する。	安全管理を所管する部署の長が就任

(2) 仕組み・ルール

①意思決定のルールを整備する

安全生産に関する規程の制定や重要な変更については、通常は董事会での付議事項になると思われるが、同法では事前に工会（労働組合）と、安全生産管理機構もしくは安全生産管理人員の意見を聴取するよう求めている。このため関連規程の制定や重要な変更の際は「安全生産管理機構での審議」→「工会との協議」→「董事会での承認」とすることを予め決めておくことが必要となる。

②安全生産管理機構の運営を中心とした年間活動計画を策定する

安全生産活動はたえず改善が必要であり終わりはないため、活動自体がいつのまにか形骸化してしまうことも珍しくない。もともと同法では「事業の安全生産活動の有効な実施を保証すること」が主要責任者の職責として明記されているので（旧法 17 条、改正法 18 条）、この職責を果たすためにも、安全生産管理機構の運営を基軸としたリスクマネジメント活動に関する年間計画を策定し、計画に沿って取組みを実践するとともに進捗確認をしていくことがポイントになるといえる。

＜安全生産管理機構による年間活動計画のイメージ＞

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
機構会議の開催		★			★			★			★		
日常取組	事故報告確認	←											→
	安全パトロール	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
個別取組	重点対応リスクの設定	↔											
	対策の検討		←	→									
	対策の実践				←							→	
	効果の検証												↔
安全監査	内部監査											↔	
	外部チェック						↔						

③外部の専門機関を活用する

安全生産管理に関するルールを策定しても、ルール通りに運営されなければ意味がない。このため従業員がきちんとルールを遵守しているかをチェックする活動が重要な意味を持つことになる。通常は自主点検や内部監査などで対応するが、内部関係者だけでは見落としが生じることもありえる。外部の専門機関に自社の生産現場の安全調査を依頼することで、客観的かつ専門的な観点から新たな気づきを得ることが可能となる。

（３）教育

①安全教育の年間活動計画を策定する

今回の法改正では、主要責任者の職責として「安全生産に関する教育・訓練の計画を策定すること」が新たに追加されている（改正法 18 条 3 項）。安全生産を考える上で、従業員への教育が最も大切な要素であることは言うまでもないが、実際には単発の教育だけで終わってしまっているケースも少なからず存在する。法改正の趣旨を踏まえつつ、安全教育に関する年間活動計画を策定し、組織的・体系的な安全教育を継続的に実践するとともに、教育の効果を検証することが、企業にとって今後さらに重要になってくると言えよう。

②教育内容の見直しを行う

従業員教育の内容に関し、旧法では「安全生産知識」、「安全生産規定制度」、「安全操作」の 3 つを挙げていたが（旧法 21 条）、改正法では「事故発生時の応急措置」、「安全生産に関わる従業員の権利・義務」、が新たに追加されている（改正法 25 条）。今回の改正では、全般的に事故発生時の対応強化を求めている点もポイントの 1 つであるため、事故の予防のみならず、事故発生時の初動対応についても教育を強化していくことが大切となる。

4. 終わりに

前述の通り今回の安全生産法の改正は多岐にわたっているが、要求されている内容はいずれも常識的なものであり、すでに実践している企業も少なくないと思われる。今回の法改正に象徴されるよう

に、中国の生産現場では今後益々従業員の安全確保が重視されると考えられる。こうした点を念頭に置きつつ、今回の法改正を契機に、自社の安全生産管理体制に不備がないかを今一度点検されることをお勧めしたい。

執筆：インターリスク上海 総経理 伊納 正宏

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントに関する調査研究およびコンサルティングを行う専門会社です。中国進出企業さま向けのコンサルティング・セミナー等についてのお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先 ㈱インターリスク総研 総合企画部 国際業務チーム

TEL.03-5296-8920 <http://www.irric.co.jp/>

瑛得管理諮詢（上海）は、中国 上海に設立されたMS & ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスを提供させて頂いております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先 瑛得管理諮詢（上海）有限公司（日本語表記：インターリスク上海）

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大廈 14 楼 23 室

TEL:+86-(0)21-6841-0611（代表）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々および読者の方々が所属する組織のリスクマネジメントの取組みに役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2014